平成22年6月15日 飯塚市告示第159号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険料に係る過誤納金(瑕疵ある賦課処分により納付され、 又は納入されたものに限る。)のうち介護保険法(平成9年法律第123号)の規定によ り還付することのできない過誤納金相当額(以下「還付不能金」という。)及び還 付不能金に係る利子相当額(以下「還付加算金」という。)について、介護保険料 過誤納返還金(以下「返還金」という。)を支払うことにより被保険者の不利益を 補填し、もって被保険者の負担の公平と行政に対する信頼の確保を図ることを目 的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2(寄附又は補助)の規 定に基づき支出するものとする。

(返還対象者)

- 第3条 返還金の支払いを受けることのできる者(以下「返還対象者」という。)は介護保険料を納付した者で還付不能金を有するものとする。
- 2 返還対象者が死亡しているときは、当該対象者の相続人代表者とする。

(返還金の範囲)

- 第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 環付不能金
  - (2) 環付不能金に係る環付加算金
- 2 前項第1号の還付不能金は、介護保険料賦課資料に基づいて保存年限の範囲内で 算出するものとする。ただし、賦課資料の保存年限を超える年度に係る還付不能 金については、被保険者からの領収書、及びその他の資料等により算出できる場 合はこれによることができる。
- 3 第1項第2号の還付加算金は、還付不能額が納付された日の翌日から返還金の支出を決定した日までの日数に応じ当該金額に年5%の割合を乗じて得た額(当該額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときはその端数金額又はその金額を切り捨てる。)とする。ただし、納付日の不明な場合は各納期の末日とする。

(返還金の申出及び請求)

第5条 返還金の支払いを受けようとする返還対象者は、市長に対して返還金の申し

出及び請求をするものとする。

(返還金の通知)

第6条 前条により請求を受けたときは、その内容を審査し返還金の額を請求者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第7条 前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

(支出科目)

第8条 返還金の支出科目は、次表のとおりとする。

款		項		目		節	
5	諸支出金	1	償還金及び 還付加算金	1	第1号被保険者保 険料還付金	23 料	償還金・利子割引

(充当)

第9条 返還対象者については、納付又は納入すべき介護保険料の徴収金がある場合は、返還金の支払い対象者の同意を得て納付又は納入すべき介護保険料に充てることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。